

各 位

上 場 会 社 名 モジュール株式会社  
(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)  
本 社 所 在 地 東京都港区赤坂二丁目10番9号  
代 表 者 代表取締役 松村 明  
問 合 せ 先 ストラテジック・オペレーション・サービス  
マネージャー 本間 浩一  
電 話 番 号 (03) 5575-5721 (代表)  
(URL <http://www.modulat.com/>)

スリープログループ株式会社による当社株券等の公開買付けの結果に関するお知らせ

スリープログループ株式会社は、平成20年10月29日(水曜日)から平成20年12月12日(金曜日)までの31営業日において、当社株券等に対し公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表が行われましたので、お知らせいたします。

以 上

**【注記】**

東京証券取引所のTDnet(適時開示情報伝達システム)が平成20年12月13日(土)から平成20年12月14日(日)までの期間においてシステム・メンテナンスの実施により利用できないため、本公表資料のTDnet(適時開示情報伝達システム)への登録及び掲載は平成20年12月15日(月)とさせていただきます。ご了承下さい。



平成 20 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 スリープログループ株式会社  
本社所在地 東京都新宿区西新宿七丁目 21 番 3 号  
代 表 者 代表取締役 高野 研  
(コード番号 2375 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 執行役員社長室長 佐々木 隆宏  
(TEL 03 - 6832 - 3260)

### モジュール株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 10 月 28 日開催の取締役会において、モジュール株式会社(株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」、コード番号:3043。以下「対象者」といいます。)の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の開始を決議し、平成 20 年 10 月 29 日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 20 年 12 月 12 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

スリープログループ株式会社  
東京都新宿区西新宿七丁目 21 番 3 号

##### (2) 対象者の名称

モジュール株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

新株予約権 平成 17 年 11 月 18 日開催の対象者取締役会及び平成 17 年 11 月 30 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権」といいます。)

平成 19 年 8 月 29 日開催の対象者取締役会及び平成 19 年 9 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権」といいます。新株予約権 と新株予約権 をあわせて「本新株予約権」といいます。)

##### (4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限
株 券	13,700 株	9,179 株	株
新株予約権証券	2,572 株	株	株
新株予約権付社債券	株	株	株
株券等預託証券( )	株	株	株
合 計	16,272 株	9,179 株	株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、公開買付者が本公

(別紙)

開買付けにより取得する可能性のある株券等の最大の数は、株式に換算して 16,272 株となります。これは、対象者が平成 20 年 10 月 14 日に提出した第 10 期第 1 四半期に係る四半期報告書(以下「第 10 期第 1 四半期報告書」といいます。)に記載された平成 20 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数(13,700 株)に、同報告書に記載された平成 20 年 8 月 31 日現在の本新株予約権(2,143 個)の行使により発行等された又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数(2,572 株)を加えた株式数です。本公開買付けにおいては、当該株式数を「株式に換算した買付予定数」としています。

(注 2) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(9,179 株。以下「買付予定数の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,179 株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。なお、第 10 期第 1 四半期報告書によれば、対象者は、平成 20 年 8 月 31 日現在自己株式は所有しておりません。

(注 4) 公開買付期間末日までに対象者の新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等される対象者株式も本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間(公開買付期間)

平成 20 年 10 月 29 日(水曜日)から平成 20 年 12 月 12 日(金曜日)まで(31 営業日)

(6) 買付け等の価格

普通株式	1 株につき金 44,967 円
新株予約権	新株予約権 1 個につき金 1 円
	新株予約権 1 個につき金 1 円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	13,700 株	9,179 株	株	429 株	株
新株予約権証券	2,572 株	株	株	株	株
新株予約権付社債券	株	株	株	株	株
株券等預託証券( )	株	株	株	株	株
合計	16,272 株	9,179 株	株	429 株	株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,179 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付していましたが、応募株券等の総数(429 株)が買付予定数の下限(9,179 株)に満たなかったため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	個	(買付け等前における株券等所有割合 %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	個	(買付け等前における株券等所有割合 %)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	個	(買付け等後における株券等所有割合 %)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	個	(買付け等後における株券等所有割合 %)

(別紙)

対象者の総株主等の議決権の数	13,700 個	
----------------	----------	--

(注) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、第 10 期第 1 四半期報告書に記載された平成 20 年 8 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金 円

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

該当事項はありません。

決済の開始日

該当事項はありません。

決済の方法

該当事項はありません。

株券等の返還方法

応募株券等の全部を買い付けないこととなったため、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、平成 20 年 12 月 22 日以降遅滞なく、下記の方法により株券等を返還します。

- a. 応募に際し公開買付代理人に対して株券が提出された場合には、買い付けられなかった株券を応募株主(外国人株主等の場合はその常任代理人)へ交付し、又は応募株主(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所へ郵送します。
- b. 公開買付代理人(又は公開買付代理人を通じて保管振替機構)により保管されている株券について応募が行われた場合は、買い付けられなかった株券を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付けが不成立となったことにより、平成 20 年 10 月 28 日に当社が「経営統合に向けた条件決定に関するお知らせ」において公表した、本公開買付けに基づく、当社と対象者の経営統合の実施が困難な状況となりました。また、今後における対象者との間の経営統合に向けた協議の継続等の方針につきましては未定となっており、今後速やかに検討する所存です。

なお、当社といたしましては、公開買付期間中の平成 20 年 11 月 27 日において、対象者が一方的に本公開買付けに対する意見表明を「賛同」から「反対」に変更したこと、及び、対象者の代表取締役である松村明氏が同氏保有の対象者株式について本公開買付けに応募しなかったことは、当社、対象者及び松村明氏との間の平成 20 年 10 月 28 日付「経営統合に関する合意書」並びに当社と松村明氏との間の同月 27 日付「公開買付け応募契約書」に基づく対象者及び松村明氏の義務に明確に反するものであることから、対象者及び松村明氏の義務違反行為の法的責任を追及することを検討しております。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

スリープログループ株式会社 本店(東京都新宿区西新宿七丁目 21 番 3 号)

株式会社大阪証券取引所(大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号)

以上

**【注記】**

東京証券取引所の T D n e t (適時開示情報伝達システム)が平成 20 年 12 月 13 日(土)から平成 20 年 12 月 14 日(日)までの期間においてシステム・メンテナンスの実施により利用できないため、本公表資料の T D n e t (適時開示情報伝達システム)への登録及び掲載は平成 20 年 12 月 15 日(月)とさせていただきます。ご了承下さい。